高農第６２号の２
令和８年９月１４日

高砂市農業委員会
会長　北野　益生　様

高砂市長　都倉　達殊

農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について

令和８年５月７日付高砂市農業委員会会長より提出された「農地利用最適化推進施策に関する意見書」について、別紙のとおり回答します。

高砂市農業委員会 受 -8.9.16 付 高農第

令和８年度

「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」

（回答）

令和８年９月

高砂市

1　遊休農地の発生防止及び解消について

農業委員会では、農地パトロールや日々の農地見守り活動により、遊休農地の早期発見に努めているところですが、遊休農地など適正に管理されない農地は増加傾向にあります。遊休農地対策と優良農地の確保について意見いたします。

（1）不耕作地や法面の管理について

高齢化等により不耕作地が増える中、借り手もなかなか見つからないのが現状です。担い手農家や地元農会等による不耕作地の管理への支援について検討をしていただきたい。

回答

高齢化や担い手不足による不作付地の増加につきましては、本市のみならず全国的な課題であると理解しております。特に本市におきましては、兼業農家や小規模農家が多く、生産物も出荷用ではなく自家消費を目的としたものが中心であることから、不作付地の解消や農地の維持管理を担う人材の確保が課題となっております。

また、本市には農業振興地域の指定がなく、国や県の農業施策を活用する上で一定の制約もあることから、市単独事業での新たな支援制度の構築については財源的な制約があります。

一方で、不作付地の管理は、農地の保全や周辺環境の維持の観点から重要であると認識しておりますので、担い手確保に向けた施策との整合を図りながら、他市町の取組事例や支援手法について地域の実情に応じた支援のあり方について検討していきたい。

（2）農機具購入・修理費の補助金の継続と支援拡充

本市においては、兼業農家、小規模農家が農家のほとんどを占めており、高額な機械の故障などが原因で離農してしまうケースが多い。農業経営の改善及び活性化や持続可能な農業振興を推進するため、現在実施して頂いている農業機械の購入や修繕の市独自の補助事業の継続と拡充をお願いしたい。

なお、現制度では担い手農家(認定新規就農者等)・農業者団体と一般農家では補助額に差があるが、一般農家も貴重な担い手であり同一補助額としていただきたい。

回答

農業機械の購入及び修繕に対する補助制度につきましては、前回意見書にも要望があり、令和７年度に制度の見直しをおこなったところです。

本市においては、兼業農家や小規模農家が地域農業を支える重要な担い手で

あると認識しており、農業機械の購入や修繕に係る負担軽減は、営農継続の観点からも重要であると考えております。

これまでの補助事業の実績として、事業開始初年度の令和 7 年度における農機具の購入および修繕に対する補助件数は 42 件に上り、農業者の機械の故障による離農の減少や営農継続に一定の効果が表れていると考えております。

しかしながら、制度見直しからまだ期間が短く、補助事業の活用状況や効果の検証を進めているところです。

今後につきましては、制度の利用状況や農業者のニーズ、地域農業を取り巻く環境の変化などを踏まえながら、持続可能な農業振興及び担い手の確保・育成の観点から、必要に応じて制度の見直しを行ってまいります。

（3）有害鳥獣被害防止について

イノシシ、アライグマなどの有害鳥獣による農作物への被害により耕作意欲が下がり耕作放棄地や荒廃農地が多くなっています。また、最近では住宅地近くまで出没しており市民生活の安心安全が保障されておりません。

鳥獣被害のある個人農地に対して、電気柵や防護柵設置の助成を考えていただきたい。

回答

有害鳥獣による農作物被害につきましては、農業者の営農意欲の低下や耕作放棄地の増加につながるだけでなく、近年では住宅地周辺への出没も見られるなど、市民生活の安全・安心にも影響を及ぼす重要な課題であると認識しております。現在、本市では有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、市及び各農会・自治会が連携し、山裾への鳥獣防護柵の設置や箱わなによる捕獲活動を実施しております。

また、イノシシの住宅地等への侵入を防止するため、山からの侵入経路となる山裾へのワイヤーメッシュ柵の設置を進めるとともに、各農会・自治会による点検結果を踏まえ、既設柵の破損箇所の補修や修繕も行っております。

個人農地への電気柵や防護柵設置に対する支援につきましては、鳥獣被害対策は地域全体で一体的に取り組むことが効果的であると考えていることから、現在は地域ぐるみで実施する防護対策を基本としております。

そのため、今後の被害状況や地域の実情、他市町の取組状況等を踏まえながら、本市に有効な支援策を考えてまいります。

（4）大規模農家の離農時の対策について

大規模農家や集落営農組織の離農時などに遊休農地を発生させない仕組み

づくりと活動の中心となる新たな人材の育成についてお願いしたい。

回答

大規模農家や集落営農組織の離農は、地域農業に大きな影響を及ぼし、遊休農地や荒廃農地の発生につながるおそれがあることから、その対策は重要な課題であると認識しております。

そのため、策定した地域計画に基づき、農地中間管理機構（農地バンク）の活用や新規就農希望者に関する情報収集を進めるとともに、農業委員会や関係機関と連携しながら、担い手への確保・育成に取り組んでいきたいと考えております。

2　担い手への農地利用の集積・集約化について

本市における「地域計画」の策定状況は、国が策定を義務づけている令和６年度末には阿弥陀地域で策定し、令和７年度末には南池地区で策定できましたが、伊保・曽根・中筋地区および北浜地区では保留となっています。また、本市では農業従事者の減少と高齢化が進んでおり、後継者の育成や新規就農者の受け入れが重要であります。農地農業を守るためには、それらの担い手へ農地を集積・集約化することが必要であり、意見いたします。

（１）基盤整備事業の推進

近年、過去に土地改良事業を実施した区域における排水路等の老朽化が目立ちます。そこで老朽化した施設に対する長寿命化や、農業用水路の改良を積極的に実施するとともに、ゲリラ豪雨のような異常気象への対策と整備を検討し、農地の有効活用と担い手への集積・集約化に資するような取り組みをお願いしたい。

回答

過去に土地改良事業を実施した区域における排水路等の老朽化につきましては、施設の機能低下が営農環境に影響を及ぼすことから水利組合等と協議し修繕及び改良を行っているところですが、大規模な長寿命化対策等については多額の事業費を要する市単独事業となるため財政的に難しい現状ですが、水路に応急の対応が必要な場合は財政状況を考慮しながら小規模の修繕で対応してまいります。

また、今年度より改修の予算を増額しており、水利組合から要望があった個所は改良工事の予算の範囲内で対応してまいります。

また、近年頻発するゲリラ豪雨対策としてため池の水位調整を水利組合の協

力を得ながら実施しているところです。

また、多面的機能支払交付金事業における田んぼダムの取組などを継続できるよう支援してまいります。

農地の有効活用や担い手への農地の集積・集約化につきましては、地域計画の推進や農地中間管理機構（農地バンク）の活用を図るとともに、市単独事業である担い手農家育成補助制度により、地域計画策定区域内における農地集積を支援しているところです。

今後につきましても、農業生産基盤の維持・強化を図りながら、担い手が農業を継続・拡大しやすい環境整備について、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

（2）地域計画の推進について

策定した地域計画を実行性あるものとし、着実に推進するために、農業者との連携・協力を深め、農業者と関係機関が一体となって地域計画の見直しを行い、農地の集積・集約化をさらに進めていただきたい。

目標地図に担い手が位置づけられた農地について、開発等による農地の分断・縮小を未然に防ぎ、農地利用が最優先されるよう的確に誘導してください。

地域における話し合いの場を継続的に開催するための支援を行うとともに、円滑な協議が行えるよう、絶えず運用の見直しを図っていただきたい。

回答

地域計画は策定をもって完了とするのではなく、地域における継続的な話し合いを通じて、必要に応じて計画や目標地図の見直しを行いながら、農地の集積・集約化を進めてまいりたいと考えております。

また、目標地図に位置付けられた農地につきましては、地域農業を支える重要な基盤であることから、適正な運用が図れるよう取り組んでまいります。今後につきましても、市、農業委員会、農業委員、農地利用最適化推進委員、地元農会等が相互に連携し、農地の分断や縮小の防止に努めるとともに、地域における話し合いの場が継続的に開催されるよう支援いたします。多様な意見交換や情報共有を積み重ねることで、農業者の間に農地保全の重要性に対する共通理解が育まれ、農地を守るための自主的な行動や地域ぐるみでの協力体制が強化されます。これにより、地域計画の実効性向上と持続可能な農業経営の基盤強化というメリットがもたらされると考えております。

今後も地域計画が実効性ある計画となるよう、関係者と一体となって推進してまいります。

3　新規参入の促進について

全国的にも人口減少、農業従事者の高齢化が進行している中、高砂市においても同様の問題に直面しており、後継者等の農業者の担い手不足が懸念されております。つきましては、高砂市内への農業の新規参入を促進するため施策の拡充・創設について意見いたします。

（1）新規参入の環境整備

水利組合の高齢化が進んでおり、後継者も少ないとなると、5年後10年後には水路の草刈りや溝掃除などの水路の維持管理が出来ないことが危惧されます。水利組合の人が出来なくなった時の対策を早急に示していただきたい。農業をするのに水が確保できないと新規参入者は高砂市の農地を選ばない。市として地元との協議を早急に進めていただきたい。

回答

水利組合の高齢化や担い手不足につきましては、今後、農業用水路の維持管理に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、農業経営の継続や新規就農者の確保の観点からも重要な課題であると認識しております。農業を継続していくためには、安定した用水の確保が不可欠であり、水路の草刈りや溝掃除などの日常的な維持管理が将来にわたり継続できる体制づくりが必要であると考えております。

一方で、市が管轄する水路等の維持管理について、市がすべての水路の草刈りや日常管理をすることは、財政面・人員体制からも非常に困難な状況にありますが、水利組合の負担軽減に向けて、市としては水利組合での作業が危険な箇所や人手不足の水路等は民間業者への除草委託を行っていきます。しかしながら、財政状況を考慮する必要があり、水利組合と協議して除草清掃を進めていきたいと考えています。

省力化で行えるようにため池低水位管理など、また草刈りなどの管理については、市による支援の検討や地元自治会などの協力など地域住民とも協力していく必要があると考えています。今後につきましては、水利組合や地元関係者との協議を継続し、将来を見据えた農業用施設の維持管理体制のあり方について検討を進め、新規就農者が安心して営農できる環境整備に努めてまいります。

（2）認定新規就農者等の認定について

本市には、現在3名の認定新規就農者が存在するが、全員がうまくいっているわけではありません。新規就農者に対して、営農が続けられるよう支援していただきたい。

回答

本市には現在３名の認定新規就農者が存在し、それぞれが作成した青年等就農計画に基づき農業経営に取り組まれております。しかしながら新規就農者を取り巻く環境は、農地等の事情など様々な課題があり、地元農会長はじめ関係機関と連携し、認定新規就農者の農業経営指導など農業経営の安定化に向けた支援を行っております。

また認定新規就農者は、策定した地域計画内においても未来の地域農業を支える重要な担い手として位置付けられていることから、今後も関係機関と連携し、それぞれの経営状況に応じた支援を行い、農業経営の安定化に向けて必要な支援や情報提供に努めてまいります。

４　その他

（１）農林漁業祭の活性化について

令和７年度の農林漁業祭は単独開催であったため物足りなさを実感した。林業、漁業がなく農作物品評会だけで来場者も少なかった。また、開催の準備片付けも現在市職員がほとんど実施しているが農業委員会の委員ももっと関わり盛り上げていきたいと考えています。農林漁業祭は、１年に１回のイベントであり他事業との合同開催やキッチンカーなど活性化に向けた仕掛けの検討をお願いしたい。

回答

農林漁業祭につきましては、本市の農林水産業を広く市民にＰＲするとともに、生産者と消費者との交流を図る貴重な機会であると認識しております。

近年は、兵庫南農業協同組合の「ふぁーみんフェスタ」との共催により、ステージイベントやキッチンカーの出店など、多くの来場者で賑わうイベントとして開催しておりましたが、令和７年度は農作物品評会を中心とした単独開催となりました。また林業、漁業のＰＲやキッチンカー、営農組合や認定新規就農者による出店についても検討を進めておりますが、近年は警備費やレンタル費用などの経費の負担が増加していることから、開催方法について費用面を含め総合的に検討しているところです。

今後につきましては、多くの市民に親しまれる内容とともに、予算・人員・開催場所・費用対効果などを踏まえ、農林漁業祭の開催の必要性も含めて在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

（２）温暖化対策に向けた取組について

太陽光発電設備及び蓄電池の設置が進んでいるが、規制のない現状では今後農地の保全も出来ない状態になってしまうため、太陽光発電設備及び蓄電池の設置には何らかの規制をお願いしたい。特に農地を守る地域計画策定区域においては、太陽光発電設備及び蓄電池の設置に歯止めとなる規制の検討をお願いしたい。

回答

太陽光発電設備及び蓄電池の設置につきましては、再生可能エネルギーの導入促進の観点がある一方で、優良農地の減少や農地の分断につながる懸念もあることから、農地保全との調和を図ることが重要であると考えております。太陽光発電施設の設置については、兵庫県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」にもとづき、事業区域 5,000 ㎡以上の設置は届出や近隣関係者への説明を前提条件とした許可が必要となっております。

また、太陽光発電施設の廃棄費用については、既に固定価格買取制度（FIT/FIP制度）においては廃棄等費用積立制度（太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保するため、10kW 以上のすべての事業用太陽光発電設備については、想定される廃棄費用を原則源泉徴収的な外部積立てを行う制度）がありますが、固定価格買取制度の対象外のパネルについても、国において令和８年４月３日に「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案」が閣議決定されており、多量の事業用パネルを廃棄する事業者に対し、リサイクル実施計画の策定や再資源化の取り組みを法的に義務付けようとしているところです。

蓄電池については、騒音規制法や高砂市環境保全条例にもとづく騒音・振動発生施設となることから、環境関連法令にもとづく届出確認を行っております。

一方で、農地への太陽光発電設備や蓄電池の設置を一律に規制することにつきましては、現行法制度上、市独自で新たな規制を設けることは難しい状況にあります。

しかしながら、地域計画において将来にわたり農地として利用することとされている農地につきましては、地域農業を支える重要な基盤であることから、地域での継続的な話し合いを通じて、農地利用を優先する共通認識の醸成を図るとともに、市、農業委員会、地域が連携し、農地の保全に努めてまいりたいと考えております。

５　農業委員会体制に係る要望・意見

農地・農業委員会事務が度々変更され、その事務が複雑化し事務量が増加し

ています。本市においては個人情報の関係で令和６年７月から地区農業委員会での総会議案の事前審査を廃止し、農業委員で構成した小委員会で現地確認のうえ事前審査をする方式に切り替えました。

農業委員会の主な業務は、農地法等に関する許認可等の審査・決定及び農地利用の最適化の推進（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）となっています。農業委員会の体制強化について配慮をお願いしたい。

（１）農業委員・農地利用最適化推進委員の適格な選任と定数の確保

認定農業者等が増加してくる中で、各農家への連絡事務を行う高砂市独特の各地区農業委員会が存在しており、高砂市農業再生協議会、鳥獣被害防止対策協議会、農林漁業祭、日々の農業振興など地区農業委員会の協力が必要不可欠であります。

農業委員候補者の選任につきましては、各地区の農地農業に識見がある地区から推薦された女性委員候補者を含めた委員候補者の登用について、ご配慮いただきたい。

回答

農業委員の選任につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、認定農業者等が委員の過半数を占めることとされておりますが、本市においては、法令の趣旨を踏まえながら、地域性や委員構成のバランスにも十分配慮し、女性委員や認定新規就農者、各地区から推薦いただいた候補者の登用に努めているところです。

今回の改選におきましても、地区間のバランスを考慮しながら、多様な視点を持った委員の選任を行ったところであります。

また、高砂市独自の地区農業委員会につきましては、各農家への連絡調整をはじめ、高砂市農業再生協議会、鳥獣被害防止対策協議会、農林漁業祭など、本市の農業振興を進める上で重要な役割を担っていただいているものと認識しております。

そのため、認定農業者等を含めた全ての農業委員に対し、市内全域の農地利用の最適化に取り組んでいただくとともに、地区農業委員会活動や地域農業の振興についても、引き続きご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

今後につきましても、法令を遵守しつつ、地域の実情や委員構成のバランスを考慮しながら、適格な委員の選任に努めてまいります。

（２）事務局の職員について

事務局職員は令和３年度から産業振興課（令和８年度から農林水産課）と兼務となっていますが法改正により新たな業務が増え複雑化しています。兼務では業務の責任がはっきりせず事務の忖度や業務が滞る恐れもあります。

農業委員会は専門的な知識が必要なところで、兼務でなく独立した組織体制とし、委員活動のスキルアップや業務に対応するため、知識と経験を有する職員の育成や増員、さらに担当主幹の設置は必須と考えておりご配慮いただきたい。

回答

農業委員会事務局と農林水産課との兼務につきましては、農地利用の最適化推進業務をはじめ、地域計画の推進や担い手対策など、農業委員会と農林水産課が密接に連携しながら業務を進める必要があることから、令和３年度より組織体制を見直し、現在の体制としているところです。

複数の役割を持つことで業務全体の流れを把握でき、組織の連携が強化されると考えています。

一方で、法改正に伴う新たな業務への対応や既存業務の高度化・複雑化により、農業委員会事務局が担う業務量は年々増加しており、専門的知識を有する職員の育成や適切な人員配置の重要性は一層高まっているものと認識しております。

そのため、引き続き職場内研修や各種研修会への参加を通じて、職員の専門性向上と人材育成に努めるとともに、組織運営においては、決裁ルートや役割分担を明確にし、適切なガバナンスの確保に努めてまいります。

また、業務量や業務内容の変化を踏まえながら、必要に応じた人員配置や組織体制のあり方について、継続して検討していきたいと考えております。